

原告側弁護士
ジェフリー・E.ブラントン第2833号
郵便番号96813-2419
ハワイ州ホノルル市
南ベレタニア通り235番地第801号室
消費者保護局
電話番号:(808) 586-2636

ハワイ州

第一巡回裁判区巡回裁判所

ハワイ州(消費者保護局))	民事事件第07-1-1671-09号 GWBC
)	(その他の民事訴訟)
)	
原告)	第一次修正訴状及び召喚状
)	
対)	
)	
ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄)	
)	
共同被告)	
)	
)	

第一次修正訴状

原告は、上記の被告に対する訴訟の根拠として次のように言明し、主張する:

全ての訴因について共通する申立て

1. 本訴訟の原告であるハワイ州政府消費者保護局は、ハワイ州のハワイ州修正法典第446E章(未認可の学位授与機関に係る法律)及びハワイ修正法典第480条-2(a)(不公正及び虚偽的な取引慣行に関するもの)を含む消費者保護法規の施行について責任を有する州政府機関である。
2. この事件は、原告がハワイ州修正法典第446E章、第480章及び第487章

の規定に基づき、ハワイ州消費者保護法規の規定に違反する行為を禁止することを被告に対して命令すること及びその他の追加的な救済措置を訴求するものである。

3. 本裁判所は、ハワイ州修正法典第480-21条及び第603-21条第5項の規定に基づき、この事件について事物管轄を有するものである。

4. 被告イオンド大学(以下「イオンド」という。)は、1999年4月12日付けでハワイ州の内国非営利会社として法人化されたものである。2002年11月6日に、イオンドは、その名称をダイヤモンド・ヘッド大学に変更した。また、2002年12月12日に、その名称をハワイ・イオンド大学に変更した。2003年3月14日に、改めて、その名称を当初のイオンド大学に戻すかたちで変更した。

5. イオンドの法人化から数ヶ月が経過した段階で、ハワイ州議会は、「ハワイ州における『学位授与工場』の急増は、消費者及び全ての合法的な教育機関にとり有害であり、」また「ハワイ州の法律が手ぬるいため、未認可の学位授与機関の数が引き続き増加している」と判断し、未認可の学位授与機関に関するハワイ州修正法典第446E章を大幅な改正した。

6. イオンドは、ハワイ州政府ビジネス登録課に対する年間登録義務を懈怠しており、現時点において「優良企業ではない」とされている。

7. 2000年1月に、イオンドは、連邦政府財務省の内国歳入庁に対し、内国歳入法典第501条(c)(3)に規定される免税対象企業として認証されるための申請を行った。この申請の中でイオンドは、その運営上の資金源が「授業料及び博士号」であることを示している。同時に、イオンドは、そのサービスを享受した者は、その対価を支払う必要があると述べたうえで、「請求額は、単位の数、他の大学から取得した単位の認証及び基本的な授業料の

額に基づいて設定される」と説明するとともに、内国歳入庁に対し、当該申請に添付された授業料の一覧表を参照するよう求めている。このような記述は、偽証の罪に問われる可能性があることを承知してなされたものであり、従って、真実かつ正確なものと想定することは妥当なものである。申請及び申請の中に示された記述に基づき、イオンドは、内国歳入法典第501条(c)(3)に規定される免税対象企業としての地位を認められている。

8. また、同じく2000年1月に、イオンドは、ハワイ州政府税務局に対し、州政府の一般間接税の支払いの免除を申請している。この申請にも、イオンドの収入源が「授業料」である旨記述されている。この記述は、C級の重罪に問われる可能性があることを承知してなされたものであり、従って、真実かつ正確なものと想定することは妥当なものである。申請及び申請の中に示された記述に基づき、イオンドは、州税の免税対象企業としての地位を認められている。

9. 被告中野幾雄(以下「中野」という。)は、我々の知りえる限り、日本国の国民である。

10. 被告イオンドは、現在米国連邦政府教育長官公認の大学認定機関又は協会から認定を受けておらず、また、これまで認定を受けたこともない。

11. 被告イオンドは、日本の関連会社とは異なる法的主体であるという立場を堅持しているものの、両者は、同一の名称、同一のロゴ、同一の印、同一のウェブサイト、同一のカタログ、同一の教授陣、同一の所有権、経営陣及び学位記の様式を擁している。実際のところ、被告中野は、2003年に当該主体の名称をハワイ・イオンド大学から単にイオンド大学に変更したことについて責任を有していたものである。

12. 被告イオンド又はその日本の関連会社、後者については存在すると仮定したうえで、日本国の法律に基づいて中等後教育に係る学位を付与するための認可を受けおら

ず、また、同国の文部科学省は、その業務について承認していないものである。

13. 被告イオンドは、ハワイ州修正法典第446E-1条において用いられている意味でハワイ州内に存在しているものである。

イオンド大学の業務について

14. 早くも2000年4月8日の時点において、被告イオンドは、段階から <http://vwww.iond-univ.org> に住所を有するウェブサイトを作成し、インターネットにアップロードしていた。

15. 原告は、2001年7月にイオンドについて知ったものである。原告は、2001年7月9日にイオンドのウェブサイトをダウンロードしている。このウェブサイトにおいて、イオンドは、その「非常に低額な授業料及び経費」、「卒業への近道」及び「卒業までの継続的な個人指導」を大げさに強調していた。また、同じウェブサイトには、「ハワイ(米国)及び東京(日本)に本拠を置く国際的な通信教育大学」とも述べていた。このウェブサイトには、準学士、学士及び修士号を取得するためのコースが設置されていると記述した後に、取得可能な学位として、文系準学士号、文系学士号、理科系修士、経営学修士及び博士号が掲げられていた。なお、イオンドは、これらの学位とは別に名誉博士号も取得可能とされていた。更に、ウェブサイトには、イオンドの教授陣についても掲示があり、その中の少なくとも10名はイオンドから授与された学位を有するものとされている。その他、ウェブサイトには、「よくある質問」の項目が設定されており、「学生は如何な方法で学位の取得のための申請を行い、また、如何な方法で授与されるのか？」及び「学生は、授業料及び経費を分割払いの形で支払うことができるのか？」という質問に対する回答が示されている。ウェブサイトには、授業料について東京の銀行に支払う旨の指示及び各種の授業料及び経費に係る具体的な金額が詳細に記載されていた。従って、原告としては、このウェブサイトを見る限り、イオンドは、実際に

未認可の大学とし活動していたことが合理的な範囲で見受けられるものである。

16. 原告は、2001年7月12日付けでイオンドに対し、書簡を送付し、一定の標準的な質問に回答すること、及び原告に対し、一定の書面を提出するよう要請した。イオンドに送付された質問表の第一番目の狙いは、ハワイ州修正法典第446E章の適用対象である未認可の教育機関であるか否か、また、その回答が是である場合には、修正法典に列挙されている免除対象のひとつに該当するものとして免除されているのか否かを判断することを意図したものであった。

17. 2001年7月31日に、当時イオンドの顧問弁護士を務めていたドナルド・ヒダニ氏が原告からの照会に回答している。同氏は、そのカバーレターの中で、「貴方からの書簡の中に述べられているように、また、一般的な質問表に対するイオンドの回答に明らかのように、イオンドは、確かにハワイ州修正法典第446E章の適用を受けるものです。」と説明している。このカバーレターには、更に、第446E章の規定に義務付けられている登録された代理人、事務所及びハワイ居住の従業員を確保するためのイオンドの努力について記述するとともに、「イオンドは、2002年7月1日までにハワイ州修正法典第446E章の規定を完全に遵守することを誠実に意図しています。」と述べている。この情報は、正式な政府としての捜査の過程でイオンドから原告に対して提供されたものであり、イオンドは、原告がこの情報の真実性に依拠することを承知し、又は承知して然るべきものであった。虚偽の事実の提出がハワイ州修正法典第710-1063条の規定に基づき参考人の偽証として軽犯罪に相当する違反行為を構成し、また、その点がイオンドに対し、回答提出以前の段階で指摘されていたことから、実際のところ、原告は、実際のところ当然にもこのような事実可依拠したものである。

18. ヒダニ弁護士からのカバーレターに加えて、イオンドの質問票に対する

イオンドの実際の回答は、イオンドが学位の取得につながる中等教育後のコースを提供していたこと、及びそのサービスの提供について料金を徴収していたことを示している。更に、イオンドは、「否」と示された枠を選択するとともに、次の、第446E章の規定の適用を免除を求めているか否かという質問に関連し、何らかの法律上の免除規定の適用の有無に係る質問に対し、「適用対象でなし」という回答を選択している。この情報は、正式な政府としての捜査の過程でイオンドから原告に対して提供されたものであり、イオンドは、原告がこの情報の真実性に依拠することを承知し、又は承知して然るべきものであった。虚偽の事実の提出がハワイ州修正法典第710-1063条の規定に基づき参考人の偽証として軽犯罪に相当する違反行為を構成するものであり、また、その点がイオンドに対し、回答提出以前の段階で指摘されていたことから、原告は、実際のところ当然にもこのような事実には依拠したものである。

19. 更に、イオンドの回答には、「安価な授業料及び料金」、「卒業への近道」、「卒業までの継続的な個人指導」及び「卒業までの最短期間は、2ヶ月間」と大げさに宣伝する印刷されたカタログの写しが含まれていた。また、このカタログには、「我々は、学生の学習パラダイムの達成状況に応じて学位を発行します。イオンド大学は、学士号、修士号及び博士号(PhD)を提供します。」というイオンドの第2番目のモットーが示されていた。ウェブサイトと同様にこの印刷されたカタログには、提供されている学位、教授陣(その多くは、イオンドから授与された学位を列挙している)、学生が学位の取得を申請する方法、授業料及び料金及び各種のコースが列挙されていた。また、カタログには、ハワイ州旗を示した横断幕の下で挙行された卒業式と思われるものの写真が掲載されていた。また、このカタログには、提供されている学位の写真が示されていた。虚偽の事実の提出がハワイ州修正法典第710-1063条の規定に基づき参考人の偽証として軽犯罪に相当する違反行為を構成するものであり、

また、その点がイオンドに対し、回答提出以前の段階で指摘されていたことから、原告は、当然にもこのような事実に依拠したものである。

20. 更に、イオンドの回答には、出願者に対し、特に「学位取得のためのプログラムに係る関心」を列挙することを求める英語及び日本語の双方で記載された評価及び入学願書の写しが含まれていた。虚偽の事実の提出がハワイ州修正法典第710-1063条の規定に基づき参考人の偽証として軽犯罪に相当する違反行為を構成するものであり、また、その点がイオンドに対し、回答提出以前の段階で指摘されていたことから、原告は、当然にもこのような事実に依拠したものである。

21. イオンドから受領した回答及び添付された資料に基づき、原告は、(1) イオンドは、第446E章に規定される義務の対象であり、また、(2)第446E章の各種の規定を遵守していなかったものと結論した。原告は、2001年9月7日付けの書簡により、イオンドの当初の顧問弁護士に対し、それらの問題について通知している。

22. その後間もなくイオンドは、その顧問弁護士を交代している。

23. 2000年4月2日頃、イオンドは、ウォルデマー・キップスに対し、心理学に係る名誉学位を授与した。この学位は、評議員会議長であるドナルド R. ヒダニ氏の権限に基づいて発行されたものと思われる。実際のところ、ヒダニ氏は、評議員会の委員長はおろか、その構成員の一員でもなく、その名義は、当人に無断で使用されたものである。

24. 2001年11月26日に、イオンドの新しい顧問弁護士であるジェフリー・S・パイパー氏は、原告の懸念に応える回答を書面で提出している。この回答は、イオンドとして第446E章の規定に適合するためにその宣伝用資料及び業務について行った変更の内容について、相当程度詳細に説明している。

25. 2002年4月に、原告は、イオンドがハワイ州の法律上の義務について承知していると判断し、その捜査を終了したものである。

26. ハワイ州修正法典第446E条第5項(d)の規定は、未認可の教育機関は、ハワイ州に居住する従業員を少なくとも1名擁しない限り、学位を発行することを禁止している。この規定の義務を形式上満たすために、被告中野は、イオンドの代表として、クローデット・カナエ嬢を採用した。同嬢は、その当時、フルタイムのバーテンダーとして働いており、イオンドに雇用されるまでは如何なる大学にも勤務した経験も有していなかった。カナエ氏は、職場において何をしていたのかという質問に対し、「何もない」と応えたうえで、受領した郵便を確認し、その殆どがくず郵便物であったにも拘わらず、日本にファックスで送信していたと述べた。カナエ氏が不在の期間中は、同氏の男友達であったアーノルド・ガルシア氏がこれらの業務を遂行したものである。イオンドは、この他には、ハワイにおいて従業員、教授陣又はスタッフを擁していなかった。

27. ハワイ州修正法典第446E条第5項(d)の規定に基づき、未認可の教育機関は、学生の教育上のカリキュラムに盛り込まれたコースの必要を満たすための業務を実施する学年度について、ハワイにおける学生の在籍数が少なくとも25名を超えない限り、学位を授与することは禁止されている。この義務を形式的に満たすため、被告中野は、イオンドを代表して、カナエ嬢に25名の学生を見つけ出すとともに、当該数を超える学生一人について一定の手数料を支払うことを約束した。カナエ嬢は、家族や友人の中から25名を見つけ出した。カナエ嬢がこれらの者の氏名及び住所をイオンドに提供したところ、イオンドは、これらの者にパンフレットを送付するとともに、大学生であることを証明する学生身分証明書を発行した。これらのいわゆる「学生」については、授業料の請求もなく、コースの授業登録もなく、授

業を聴講することもなく、レポート又は論文も作成せず、勉強をすることもなかった。

28. 実際のところ、イオンドは、ハワイにおいて教授陣、教室、実験室、図書館、教師又は学生の何れをも擁しておらず、また、州内において教育上のサービス又は活動を実施したこともない。

29. 2001年から2007年までの期間にイオンドは学位を授与していない、又は支払いを受領していないことを理由として、自らが学位授与教育機関ではないと主張したことはない。また、イオンドは、第446E章の適用を免除されていると主張したこともない。むしろ、逆に、イオンドのウェブサイト、これまで数十回にわたり更新されている、及びその印刷されたカタログは、すべて、明らかな形でイオンドが料金と引き換えに学位を授与し、また、同社が第446E章の規定に基づく義務の適用対象であることを示している。

30. イオンドのハワイのウェブサイトは、2007年2月の時点において、学長であるジェームス・T. シミズ氏のメッセージを冒頭に示すとともに、「卒業までの授業料の総額は、4000米ドル」、「卒業への早道」及び「卒業までの継続した個人指導」について触れている。イオンドの第2番目のモットーは「我々は、学生の学習パラダイムの達成状況に応じて学位を発行します。イオンド大学は、学士号、修士号及び博士号(PhD)を提供します。」と述べている。ハワイの居住者に満額の奨学金を提供している箇所において、ウェブサイトは、「どのような学位でも取得可能ですか？はい。次頁に列挙されている研究分野について、適当な学術上の学位(学士号、修士号、博士号)が付与されます。」ウェブサイトの後の部分では、他の大学で取得した単位、又は人生経験が卒業のための要件として如何な方法で計算されるのか、及び学生が学位取得の申請を行う方法について説明していた。このウェブサイトには、この他に、イオンド・ハワイが所在していた建築物の写真が含まれていた。(但し、このウ

ウェブサイトに、イオンドが実際に賃借しているのは、当該建築物の中の小さなオフィス一つであり、しかも、このオフィスは実質上閉鎖されていた事実は、触れられていなかった。)2007年5月31日版のウェブサイトも実質上同一のものであった。

31. ウェブサイト及びカタログの中における表示に基づく限り、被告イオンドは、ハワイ州修正法典第446E-1条の規定において定義される意味での「学位授与機関」であるか又は禁反言の原則に基づき、そうではないと主張することが禁止されるものである。

32. 現時点においてイオンドは、学位を発行したことはない旨主張しているものの、そのウェブサイトには、イオンドが授与した学位を有する数十名の教授陣が列挙された経緯があるとともに、現時点においても、その列挙は継続しているものである。なお、これらの教授陣が有する学位の中で「名誉称号」であるものは、ほんの僅かに過ぎないことが判明している。これらの学位は、イオンドハワイによって授与されたものに違いない学位を何故なら、イオンド・ジャパンは、日本政府から学位を授与する権限を付与されていないからである。更に、イオンドから発行された名誉称号の中の一つは、原告の検査によれば、当時イオンドのハワイ法人の社長を務めていたジョージ・モリシタが署名し、また、東京及びホノルルと記されたイオンドの押印が施されている。原告が入手したもう一つの学位は、イオンドのハワイにおける顧問弁護士であったドナルド・R・ヘダニ氏の権限に基づいて発行されている。なお、同氏は、何れの日本の会社に関する知識又はそのような会社に係る関与もなかった旨の証言を行っている。

**イオンド大学が第446E章の規定の適用を受けるという前提に
立った場合の法的措置の根拠について**

**第一の訴因
記録及び情報の提供を怠ったことについて**

33. 原告は、第1段落から第32段落までの記述に盛り込まれた申立てをそ

のまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

34. イオンドは、ハワイ州修正法典第446E-2条(c)の規定に違反し、原告から要請された記録及び情報を提供することを怠ったものである。

35. ハワイ州修正法典第446E-2条(c)の規定の違反は、それ自体で第480-2条(a)の規定の違反を構成するものである。

第二の訴因 **法律上義務付けられた適正な開示を怠ったことについて**

36. 原告は、第1段落から第35段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

37. イオンドは、ハワイ州修正法典第446E-2条(a)の規定に違反して、カタログ、販売促進のための資料又は指導に係る契約の中でイオンドが米国連邦政府の教育長官から認証された認定機関から認定を受けていないという事実を正確かつ適正な形で開示することを怠っている。

38. 個々かつあらゆるカタログ及び販売促進用の資料の発行及び指導のための個々の契約の締結に際し、イオンドが米国連邦政府の教育長官から認証された認定機関から認定を受けておらず、また、受けていたこともないという事実を適切かつ正確な形で開示することを怠ったことは、個々の事例について、独立した形でハワイ州修正法典第446E-2条(a)の規定に係る違反行為を構成するものである。

39. あるいは、イオンドが連邦政府の教育長官により認証された認定機関

から認定を受けておらず、また、受けていたこともないという事実を開示していないカタログ又は販売促進用の資料を個々の学生に提供し、又は指導のための契約を締結することは、個々の事例毎に、独立した形でハワイ州修正法典第446E-2条(a)の規定に係る違反行為を構成するものである。

40. ハワイ州修正法典第446E-2条(a)の規定の違反は、それ自体で第480-2条(a)の規定の違反を構成するものである。

第三の訴因

ハワイの学生が25名に満たなかったことについて

41. 原告は、第1段落から第40段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

42. イオンドは、ハワイ州修正法典第446E-5条(d)に規定に基づいて必要とされる25名の学生を擁したことがなく、従って、ハワイ州法に基づいて学位を授与することを認められたことはなかった。

43. 従って、イオンドが授与した学位は全て違法かつ無効である。

第四の訴因

登録済みの代理人の設定を怠ったことについて

44. 原告は、第1段落から第43段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

45. 2003年5月28日から2006年6月30日まで、イオンドは、ハワイ州政府ビジネス登録課に対する届出の中で被告中野を郵便番号96815ハワイ州ホノルル市リリウオ

カラニ通り第140番地第107号室を住所とする登録済みの代理人と表示していた。

46. 中野氏は、日本国の居住者であり、当該住所には見当たらなかった。

47. 適法な登録済みの送達代理人の設定を怠ることは、ハワイ州修正法典第446E-4条(a)の規定に違反するものである。

48. ハワイ州修正法典第446E-2条(a)の規定の違反は、それ自体で第480-2条(a)の規定の違反を構成するものである。

49. 2003年5月28日から2006年6月30日までの期間中、一日毎にハワイ州修正法典第480-2(a)の個別かつ独立した違反が発生していたものである。

第五の訴因 **オフィスの設定を怠ったことについて**

50. 原告は、第1段落から第49段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

51. イオンドのオフィスは、2006年11月以来閉鎖されている。

52. これまでに述べた複数の理由とは無関係に、イオンドは、2006年11月からハワイ州の法律に基づき学位を授与することを認められていない。

53. 従って、当該期日以降にイオンドが発行した学位は、違法かつ無効である。

第六の訴因 **従業員を擁することを怠ったことについて**

54. 原告は、第1段落から第53段落までの記述に盛り込まれている申立てをそのまま本段落に示すこととし、繰り返すとともに、再主張するものである。

55. イオンドは、2006年11月からハワイにおいて従業員を擁していない。

56. これまでに述べた複数の理由とは無関係に、イオンドは、2006年11月からハワイ州の法律に基づき学位を授与することを認められていない。

57. 従って、当該期日以降にイオンドが発行した学位は、違法かつ無効である。

**イオンド大学が第446E章の規定の適用を受けないという前提に
立った場合の法的措置の根拠について**

第七の訴因

不当かつ虚偽的な表示について:偽造文書の提出

58. 原告は、第1段落から第57段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

59. 少なくとも4回にわたり、イオンドは、イオンドは、ハワイ州政府ビジネス登録課に対する届出の中で被告中野を郵便番号96815ハワイ州ホノルル市リリウオカラニ通り第140番地第107号室を住所とする登録済みの代理人と表示していた。

60. 共同被告は、これらの書面の届出の時点において、被告中野が日本国の市民であり、同国の居住者であることから、実際には当該住所において見つからないことを承知していたものである。

61. このような行為は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反する不公正又は欺瞞的な取引を構成するものである。

第八の訴因

不当かつ虚偽的な表示について:ウェブサイト

62. 原告は、第1段落から第61段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

63. 2000年4月8日から現在まで、被告イオンドのハワイ地区のウェブサイトには、多様な虚偽的で、紛らわしく、かつ欺瞞的な記述及び表示が含まれている。

64. この中には、つぎのよなう主張が含まれている：

- a. 「我々は、伝統的な教育システムの障害を克服する代替的な教育経験を提供します。」実際には、イオンドは何らの教育的な経験も提供していない。
- b. 「イオンド大学は、インターネット(Eメール)を經由して、学生に対し、一対一の講義を提供します。」実際には、イオンドは、学生に対し何らの講義も提供していない。
- c. 「イオンド大学は、相当程度の専門的な経験を積んでいる人々に対し、高度の教育プログラムを提供します。我々は、ハワイ(米国)と東京(日本)に本拠を設けた国際的な規模の通信教育大学です。」実際には、イオンドは、何らの教育プログラムも提供していない。
- d. 「我々は、学生の学習パラダイムの達成状況に応じて学位を発行します。イオンド大学は、学士号、修士号及び博士号を提供しています。」実際には、現在、イオンドは、何らの学位も授与したことがないと主張している。
- e. 「イオンド大学は、社会の構成員の間での生涯学習の機運を促進するとともに、学位に繋がる国際教育プログラムを開発しています。我々は、主として一般教養の分野に係る教育プログラムを現在の教育制度の下では機会を得ることが出来ない人々に対して提供しています。」繰り返しになるものの、イオンドは、現在では、世界の何れの地域においても何らかの学位に繋がるような教育は提供していないと主張している。
- f. 「イオンドは、生涯学習を広めること、及び社会の構成員の全てが学位を取得することを可能とするために設立されたものです。」実際には、その主張を信じる事が出来るとすれば、学位を

取得することを認めたことはないものである。

- g. 「学生は、学習した内容について単位を取得し、また、郵便又はEメールの形で評価を受けることとなります。」実際には、イオンドは、何らの学習も義務付けず、また、単位も発行していない。
- h. 「イオンド大学は、フィリピン共和国の教育当局から認可を受けています。」
- i. 「イオンド大学は、1999年に設立され、ハーバード大学と同等な非営利教育機関です。」勿論、ハーバード大学は、認証された認可機関により認可され、実際に学生を教育し、学位を授与している。
- j. 「我々は、学生の学習パラダイムの達成状況に応じて学位を発行します。イオンド大学は、学士号、修士号及び博士号(Ph. d.)を提供しています。」この記述は、過去の同様な表現が誤って掲載されたとの主張にも拘わらず、依然として現在のハワイのページに掲載されている。
- k. 「学生の多くは、30歳代又は40歳代です。しかしながら、我々は、男性及び女性、そして20歳代から70歳代までの人々から志願書を受領しています。」もし、その主張が信じられるものとするれば、イオンドには、本当の学生は存在していない。
- l. 「個々の学生の教育的な背景、論文、レポート、学習状況、社会活動、各種の資格、経歴等がイオンド大学の単位取得に際して考慮されます。もし振り替えられた単位が卒業のための基準値を超える場合には、当該学生は、卒業論文又は学位論文を提出することにより卒業が可能となります。また、学生が卒業に必要な単位数を取得していない場合には、卒業のために卒業論文又は学位論文を提出する前に必要な科目を学習しなければなりません。これらの卒業論文又は学位論文は郵送又はEメールで提出することが認められます。」実際には、イオンドの主張が信じられるとすれば、人生経験その他に関連して単位を取得した学生は皆無である。
- m. 「個々の学生の教育的な背景及び学習の目的は異なる評価を得ることを希望している人々が、また、業務上の技量を向上させ、一般的な知識を豊かにすることを希望する人々がおられます。しかしながら、多くの志願者は、一定の能力及び才能を有しているものの、学位や評価を欠いているに過ぎません。更に、イオンドの通信教育を利用してその経歴を加速させる途を選択さ

れています。」実際に、イオンドの学生になるための唯一の基準は、カナエ嬢の友人又は親戚であるという事実のみであった。

- n. 「修士又は博士号を取得するためのプログラムへの入学は、大学の卒業生に限られています。これ以外のプログラムの志願者は、イオンドの基準に基づき二段階の審査過程で選考されることとなります。」実際には、イオンドの主張を信じるとすれば、大学の卒業生は皆無であり、そのようなプログラムも存在しないものである。
- o. 「学生は学習した内容に基づいて単位を受領し、その評価は、郵便又はEメールで行われます。」実際には、イオンドが学生を評価し、また何らかの単位を発行したことは皆無である。
- p. 「我々は、これまでに維持、経営及び管理のためにハワイ州において合計70万ドルを支出しています。」

65. 実際に記述された虚偽表示に加えて、イオンドのウェブサイトには、多くの欺瞞的な事項が数多く含まれている:

の欺瞞的な事項が数多く含まれている:

- a. 名称の中に「大学」という言葉を用いることは、もしその主張が信じられるとすれば、実際に教育的なプログラムを提供しておらず、また学位も提供していないことから虚偽的なものである。
- b. イオンドの現在のウェブページには、ハワイの学校のオフィスの写真が掲載されている。実際には、その賃貸借契約は家賃未払いのために解約されており、また、列挙されているハワイの電話番号及びファックス番号も廃止されている。
- c. イオンドの現在のウェブページは、ポーランドのロッキ大学との関係を示唆するものとなっている。実際には、ロッキ大学は、イオンドとの関係を全て解消しており、イオンドに対し、何らかの関係が存在するとの言及を削除するよう要求しているものである。

66. イオンドは、これらの虚偽表示が不注意によるものと主張しているもの

の、これらは6年間以上の期間にわたり引き続いて掲載され、今日に至るまで多くの表示が作

成されたほか、印刷されたカタログにも含まれている。

67. これらの明示又は黙示の虚偽表示は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反する不公正又は欺瞞的な取引を構成するものである。

第九の訴因 **不当かつ虚偽的な表示について:カタログ**

68. 原告は、第1段落から第67段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

69. イオンドの印刷されたカタログは、ウェブサイトに記載されている虚偽表示の多くを繰り返すものである。これらの明示又は黙示の虚偽表示は、ハワイ州修正法典第480-2条(a)の規定に違反する不公正又は欺瞞的な取引を構成するものである。

第十の訴因 **被告中の個人的な責任**

70. 原告は、第1段落から第69段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

71. この書面に述べた事柄に関し、被告中野は、常時、イオンドの役員かつ(又は)取締役の地位にあった。

72. 被告中野は、能動的又は受動的に違法な行為に参加し、本書面に記述された各種の行為について、組織し、指示し、監督し、参加し、利益を被り、推進し、監理し、知っており、承認し、実行し又は実行させたものである。

第十一の訴因

差し止め請求権

73. 原告は、第1段落から第72段落までの記述に盛り込まれた申立てをそのまま本段落においても主張するものとし、ここに改めて、反復するとともに、再主張するものである。

74. 共同被告が本裁判所により規制され、ハワイ州修正法典第446E章及び第480-2条(a)の規定に違反することを禁止する旨の命令を受けない限り、当該共同被告は、そのような行為を継続し、ハワイ州の一般消費者を回復が困難な程度まで損害を与え、傷つける結果をもたらすものである。

従って、原告は本件裁判所に対し、次のように要請するものである：

1. 本書面において主張したように、被告の行為が以上に示したところにより法令の規定に違反していると判断し、命令し、宣告し、宣言するとともに、イオンドから授与された学位又は卒業証書が無意味、無効であり、かつ違法に発行されたものである旨宣言すること。

2. ハワイ州政府商業消費者問題局ビジネス登録課に対し、共同被告が保有し、又は共同被告のために取得された全ての商号、商標、法人登録(イオンドのものを含む)及び営業許可証明書を廃止し、終了し、取り消し又は無効にするよう指示する一時的差止命令、予備的差止め命令及び恒常的な差し止め命令を発出すること。

3. 共同被告、その代理人、従業員、後継者及び承継者に対し、直接又は間接に、個々人で又は他の者と共同して、又は会社若しくは他の手段を通じ、以下の行為を実施することを禁止する一時的差止命令、予備的差止め命令及び恒常的な差し止め命令を発出すること：

- a. 学位を取得することを目的とする中等教育後の教育プログラム又はコースの提供;
- b. 「カレッジ、アカデミー、学院、研究所、大学」その他の同様のものとして活動し、またはそのように振舞うこと;
- c. ハワイ州修正法典第446E章又は第480一条(a)の規定について詳細な事項まで遵守することを怠ること; 及び
- d. 返還すべき金銭、民事上の制裁金及び本書面に盛り込まれた経費の全額を完済するまで、ハワイ州において何らかのビジネスを保有し又は運営すること、ハワイ州の法律に基づいて運営していると主張すること、又はハワイにおいてその存在を明らかにすること。

4. ハワイ州修正法典第480-3条第1項の規定に基づき、原告に対し、適当な民事上の制裁を課するとともに、原告にとって有利な判決を下すこと。

5. 上記の各種の違反によって被害を受けた消費者に対し、判決の前後の期間に係る金利を含むその全額の返済を認めるとともに、ハワイ州修正法典第487-14条の規定及び裁判所固有の権限に基づき、被告に対し、以上の趣旨に適った判決を下すこと。

6. 弁護士報酬、経費、捜査の経費、金利その他の費用について原告に有利な形で査定し、判決を下すこと。

7. その他本件裁判所として本件を巡る状況に鑑み、正義かつ衡平の原則に適うと判断するその他の救済措置を認めること。

日付： ハワイ州ホノルル市、2008年6月25日

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Jeffrey E. Brantton', written over a horizontal line.

ジェフリー E. ブラントン
原告側弁護士

ハワイ州 対 イオンド大学 民事事件第07-1-1671-09号GWBC; 第一次修正訴状及び召還状

原告側弁護士
ジェフリー・E.ブラントン第2833号
郵便番号96813-2419
ハワイ州ホノルル市
南ベレタニア通り235番地801号室
消費者保護局
電話番号:(808) 586-2636

ハワイ州

第一巡回裁判区巡回裁判所

ハワイ州(消費者保護局))	民事事件第07-1-1671-09号 GWBC
)	(その他の民事訴訟)
)	
原告)	第一次修正訴状及び召喚状
)	
)	
対)	
)	
)	
ハワイ州法人イオンド大学及び中野幾雄)	
)	
共同被告)	
)	
)	

召喚状

被告中野幾雄氏宛

:

貴方は、ここに、当裁判所に出頭するように命令を受け、同時に本書面に添付された第一次修正訴状について、原告側の弁護士に回答する義務を負うものです。この回答は、本召喚状の送達日から送達日を除いて20日間以内に行われなければなりません。

もし、貴方がこの20日間以内という制限された期間中に回答しない場合、第一次修正訴状の中で貴方を被告として原告から請求されている救済措置を認容する欠席判決が下されることとなります。

また、貴方がこの召喚状に従わない場合にも、裁判に欠席したものとして、欠席判決が下されることになります。

この召喚状は、一般公衆の利用に供されていない場所では、地区又は巡回裁判所の判事が召喚状に当該時間帯に直接送達することを許可する旨記載しない限り、午後10時から午前6時までの間は、送達することが認められないものとされています。

アメリカ障害者法その他適用される連邦及び州政府の法律の規定に基づき、その障害に対応した便宜を合理的な範囲内で図ることを希望する場合には、第一巡回裁判区事務局のADA担当調整官に対し、聴聞又は予約日の少なくとも10勤務日前までに、電話(808)539-4333、ファックス(808)539-4322又はTTY(808)539-4853で連絡するように御願い申し上げます。

日付:ハワイ州ホノルル市

JUN 26 2008

J. MIDANI



巡回裁判所書記官